

④ 相続税額の2割加算

Q : 独身で一人暮らしの兄が亡くなりました。両親は、兄が亡くなる前に既に亡くなっていますので、兄弟である私達が兄の遺産を相続することになりました。

ところで、このような場合、相続税は子が相続する場合に比べて余計に負担しなければならないと聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 一般の計算により算出した税額にその20%を加算した金額が相続税額となります。

【解説】

相続税を負担しなければならない者は、相続人に限られているわけではありません。遺贈や死因贈与により財産を取得した者も、相続人と同様に、相続税を負担することになります。通常、相続は、本人から子、次に子から孫という順により行われます。そして、この相続のたびごとに相続税の負担が生じます。したがって、本人から孫というように、相続を1回とばすと、相続税を1回免れることができます。孫に遺贈するという方法です。

そこで、相続税法では、その負担の調整を図るため、相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の1親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、その者の一般の計算により算出した税額にその20%を加算した金額をその者の相続税額とする「相続税額の2割加算制度」が設けられています。ただし、その20%を加算した後の金額がその者の相続税の課税価格の70%を超えるときは、課税価格の70%に相当する金額でとどめることとされています。

